

記入例

印西市長 様

【業種名】日本標準産業分類を基に主たる業種を記入してください。

住 所 印西市大森〇〇〇 - 〇〇
 氏 名 (名 称) 〇〇〇〇商事
 業 種 名 飲食料品卸売業
 代 表 者 氏 名 印西 太郎 (印)
 (担当部署・担当者名) 経理課・印西 花子
 連 絡 先 0 4 7 6 - 〇〇 - 〇〇〇〇

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。 ※令和2年12月31日以前は附則第61条

記

1 事業収入割合について

令和2年3月1日から同年5月31日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			平成31年3月1日から令和元年5月31日 左の期間の前年同期を記載		
3月期	4月期	5月期	3月期	4月期	5月期
300,000円	350,000円	350,000円	800,000円	1,000,000円	1,000,000円
合計： 1,000,000 円・・・①			合計： 2,800,000 円・・・②		
事業収入割合： 35 % (① / ②) ※小数点以下切り捨て					

- 50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)
 (=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率：全額)
- 50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当)
 (=事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している場合 軽減率1/2)
- ※50%以下か50%超70%以下のどちらかにチェックをしてください。

2 特例対象資産について

申告の有無	資産	令和2年度納税通知書番号	氏名コード
<input checked="" type="radio"/> 有・無	事業用家屋(別紙のとおり)	〇〇〇〇〇 - 〇	8桁の数字
<input checked="" type="radio"/> 有・無	償却資産	〇〇〇〇〇 - 〇	8桁の数字

- ※1 申告の有無どちらかに○をつけてください。
- ※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。(この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。)
- ※3 納税通知書番号と氏名コード(8桁の数字)は、令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書1枚目の右上に表示されています。

(別紙) 特例対象資産一覧

No.	家屋の所在		床面積		明細書記載ページ記入欄	青色等減価償却欄	
1	所在	印西市大森〇〇番地□□	520.0㎡	うち事業用		左記No.1の資産は令和2年度課税明細書の、 2枚目 に記載があります。	Ⓐ
	家屋番号	〇〇番地□□		520.0㎡	100%		
2	所在	印西市木下△△△番地	150.0㎡	うち事業用		左記No.2の資産は令和2年度課税明細書の、 5枚目 に記載があります。	Ⓑ
	家屋番号	△△△番地		75.0㎡	50%		
3	所在	印西市竹袋×××番地	80.0㎡	うち事業用		左記No.3の資産は令和2年度課税明細書の、 7枚目 に記載があります。	Ⓒ
	家屋番号	未登記		20.0㎡	25%		
4	所在	印西市	㎡	うち事業用		左記No.4の資産は令和2年度課税明細書の、 枚目 に記載があります。	
	家屋番号			㎡	%		
5	所在	印西市	㎡	うち事業用		左記No.5の資産は令和2年度課税明細書の、 枚目 に記載があります。	
	家屋番号			㎡	%		
6	所在	印西市	㎡	うち事業用		左記No.6の資産は令和2年度課税明細書の、 枚目 に記載があります。	
	家屋番号			㎡	%		
7	所在	印西市	㎡	うち事業用		左記No.7の資産は令和2年度課税明細書の、 枚目 に記載があります。	
	家屋番号			㎡	%		
8	所在	印西市	㎡	うち事業用		左記No.8の資産は令和2年度課税明細書の、 枚目 に記載があります。	
	家屋番号			㎡	%		
9	所在	印西市	㎡	うち事業用		左記No.9の資産は令和2年度課税明細書の、 枚目 に記載があります。	
	家屋番号			㎡	%		
10	所在	印西市	㎡	うち事業用		左記No.10の資産は令和2年度課税明細書の、 枚目 に記載があります。	
	家屋番号			㎡	%		

- ※1 令和2年度における課税明細書に記載の単位で記入すること。(令和2年中に新規取得(新增築、売買等)したため、課税明細書に記載のない家屋については、登記簿記載の家屋番号の単位で記入すること)
- ※2 事業専用割合が分かる資料(青色申告決算書等)を添付すること。
- ※3 認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には再度提出の上、確認を受けること。
- ※4 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになること。
- ※5 未登記家屋の場合は、家屋番号欄に「未登記」と記入すること。

本申告内容と市の固定資産課税台帳に登録されている内容に差異がある場合、令和3年度以降の固定資産課税台帳を修正し、評価内容を見直すことがあります。

(例) 事業用家屋(事業専用割合100%)として申告されたが、固定資産課税台帳上は居住用家屋として登録されている。

⇒ 固定資産課税台帳上の現況用途や現況種類等を修正し、家屋に対する経年減点補正率や住宅用地に対する課税標準の特例の適用を見直します。